



児童虐待「ゼロ」を目指して

子ども支援課 ☎048(473)1124

11月は児童虐待防止推進月間です。虐待を受けている子どもを見かけたり、「もしかして？」と思ったら、相談機関に心配な思いを伝えましょう。

児童虐待の4つのタイプ

①身体的虐待

殴る・蹴るなどの暴力、投げ落とす、激しく揺さぶる、戸外に長時間閉め出すなど

②心理的虐待

無視や拒否的な態度を示す、子どもの前で暴力や言い争いをする、兄弟間の差別など

③性的虐待

性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にするなど

④ネグレクト

食事を与えない、家に閉じ込める・放置する、病気を放置する、ひどく不潔にするなど

虐待の疑いに気づいたら、すぐに相談・通報してください

※祝休日、年末年始を除く

相談機関	受付日時	電話番号
志木市児童虐待ホットライン	月～金曜日※ 8時30分～17時15分	☎048(473)1124
埼玉県所沢児童相談所	月～金曜日※ 8時30分～18時15分	☎04(2992)4152
児童相談所全国共通ダイヤル	24時間	いちばやく 189
埼玉県虐待通報ダイヤル	24時間	#7171 ☎048(762)7533

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

子ども支援課 ☎048(473)1139

配偶者やパートナー（別れた後も含む）からの暴力（DV）、ストーカー行為、セクハラ、性暴力などは、女性が被害者になる割合が高く、著しい人権侵害です。暴力はどんな間柄であっても、決して許されるものではありません。

暴力を根絶するためには、被害が起きていることに自身や周囲の人が気づき、相談機関へ早めに相談することが大切です。

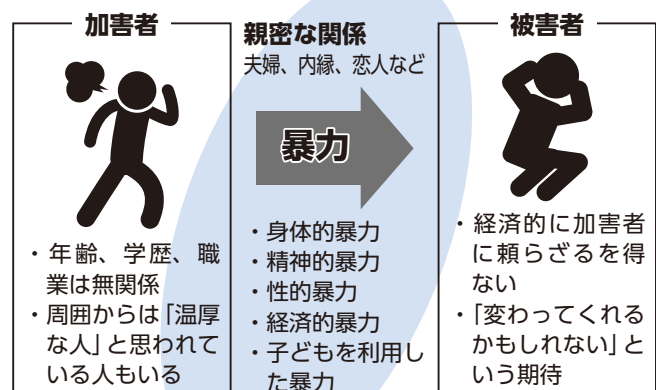
DVの形態

暴力にはさまざまな形態があります。これらは単独で起こることもありますが、多くのケースでは複数の暴力が重なって起こります(右図参照)。

ひとりで悩まないで相談を

「暴力の被害に遭っているかも…」と気づいたときは、ひとりで悩まないで相談してください。また、緊急性の高い場合には、迷わず110番してください。

DV(イメージ図)



暴力を振るわれても逃げられない



◀相談利用案内



◀DV相談+(プラス)